証券コード　3066
2020年６月５日

株　主　各　位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
株式会社 JBイレブン
代表取締役社長　新　美　　司

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月19日（金曜日）営業時間終了時（午後６時）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月22日(月曜日）午前10時
２．場　　所　愛知県大府市明成町一丁目330番地
　大府市勤労文化会館（愛三文化会館）１階くちなしホール
　（会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項
　１．第39期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第39期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　第３号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞
◎毎年恒例の懇親試食会ですが、感染拡大防止の観点から中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。また、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。なお、株主総会会場にご来場されましても、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。
◎ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方のご出席については十分にご検討ください。体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど宜しくお願い申しあげます。株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法がございますので、是非、そちらをご利用ください。

◎当日当社役職員は、マスクを着用させていただいております。ご来場の株主様におかれましても、アルコール消毒液の利用とマスクの着用にご協力をお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集通知の内容につきましては、株主の皆様へ早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jb11.co.jp/）に開示いたしました。
◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、上記当社のウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 2020年６月22日（月曜日）午前10時

場 所 愛知県大府市明成町一丁目330番地
大府市勤労文化会館（愛三文化会館）１階
くちなしホール

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年６月19日（金曜日）午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年６月19日（金曜日）午後６時入力完了分まで

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限　2020年6月19日（金）午後６時入力完了分まで

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

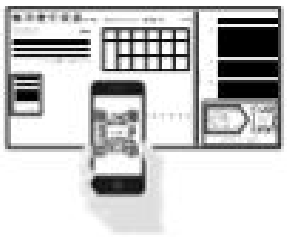

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

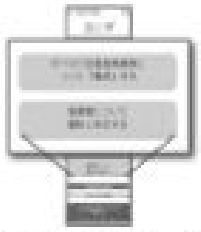

※議決権行使画面はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

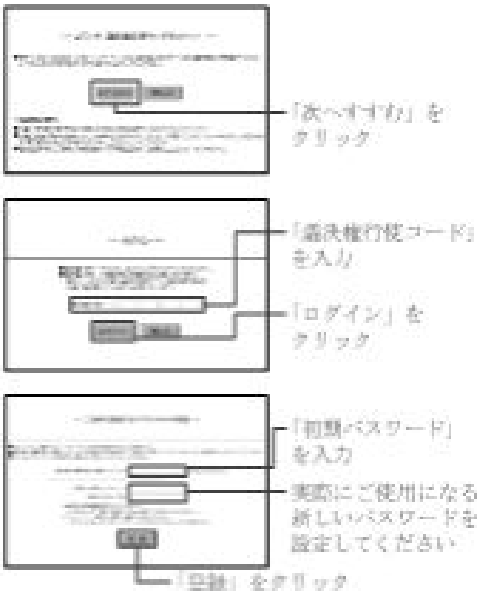

インターネット議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間9：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業経過および成果

当連結会計年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の経済概況は、米中摩擦が激化し、貿易の停滞等、経済減速が表面化しました。国内消費は、当初、堅調に推移しましたが、秋口より、インバウンドの減少、消費税増税の影響、また、水災害および暖冬の天候要因も重なり、減速が明らかとなりました。加えて、２月からは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各国において、人やモノの移動制限、外出の抑制、企業活動の停止等が始まり、国内外ともに、消費が大規模に蒸発する事態が発生しました。

外食産業全般では、オーバーストア、労働関係法令改正、人手不足、人件費高騰等、従前からの大変厳しい経営環境に加え、２月からは、新型コロナウイルス問題が襲いかかり、未曽有の危機的環境となりました。

このような環境下で当社グループは、４月より新たにフランチャイズ制度を導入し、社員起業での経営委託制度によるフランチャイジー店舗として、第１号店（「一刻魁堂」豊川インター店／愛知県）を、直営店から転換しました。

当連結会計年度の新規出店は９店舗（静岡県３店舗・愛知県５店舗・滋賀県１店舗）で、このうち愛知県の３店舗は、10月１日に、洋食店「ドン・キホーテ」３店舗を運営する、株式会社ハットリフーズの全株式を取得し、連結子会社としたことによるもので、また、静岡県の３店舗は、前年度より子会社に加えた株式会社ハートフルワークが「コメダ珈琲店」３店舗の営業譲渡を受けたことによるものです。これらの他、１店舗を業態転換、14店舗で改装を実施する一方、不動産賃貸借契約の期間満了により３店舗（埼玉県・大阪府・奈良県）、および不採算店舗２店舗（愛知県２店舗）、計５店舗の退店をしました。

以上の結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は、直営店91店舗、フランチャイズ店１店舗の合計92店舗で、前期末比４店舗の増加となり、その内訳は下表の通りです。

（単位：店舗、後ろの数字は内フランチャイズ店舗数）

部門／業態		当連結会計年度末店舗数	前期末比	関東地区	東海地区	関西地区	中国地区	九州地区
合　計		92/1	＋4	10	67/1	7	5	3
ラーメン部門	小計	58/1	－1	3	52/1	2	1	－
	一刻魁堂	50/1	－1	3	44/1	2	1	－
	桶狭間タンメン	5	－2	－	5	－	－	－
	横浜家系ラーメン	2	＋2	－	2	－	－	－
	ロンフーエアキッチン	1	±0	－	1	－	－	－
中華部門	小計	23	－1	3	8	5	4	3
	ロンフーダイニング	17	－1	2	4	5	3	3
	ロンフービストロ	4	±0	1	2	－	1	－
	ロンフーパティオ	1	±0	－	1	－	－	－
	ﾛﾝﾌｰｷｯﾁﾝ加木屋中華	1	±0	－	1	－	－	－
その他	小計	11	＋6	4	7	－	－	－
	コメダ珈琲店	8	＋3	4	4	－	－	－
	ドン・キホーテ	3	＋3	－	3	－	－	－

営業施策としては、フランチャイズ事業拡大を視野に入れ、新業態「横浜家系ラーメン」を開発し、10月に「横浜家系ラーメン/有楽家総本店」を開業、１月には業態転換による同業態２号店も加え、それぞれ堅調に推移しました。

また、当連結会計年度より、郊外型店舗（コメダ珈琲店を除く）にて、働き方改革の一環で年５日間の店舗休業日を設けるとともに、教育の充実も図り、引き続き、全ての店舗で店舗組織力や、オペレーション力向上により、商品力・サービス力を改善し安定させることに注力しました。

しかしながら、既存店売上高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕在化した３月が、単月で前年同月比73.9％と落ち込んだ影響が大きく、通期で前期比97.9％となりました。

原価面では、各業態での価格改定効果等により、売上原価率は28.3％となり、前期比0.1ポイント改善しました。

販売費及び一般管理費では、既存店舗の生産性向上がありましたが、前期に取得したハートフルワークでの店舗増設や改装に伴うコスト、今期に取得したハットリフーズに関係するコスト等に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による２月下旬以降の大幅な売上減少も響き、その売上高に占める割合は71.0％となり、同1.1ポイントの悪化となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、7,436百万円（前期比2.3％の増収）となりました。

利益面では、営業利益51百万円(同57.3％の減益)、経常利益58百万円（同58.9％の減益）となりました。また、第40期開業予定の契約済み新店１店舗の取り止め、および１店舗の移転を含め将来の投資回収が見込めない７店舗の資産価値を減じたことによる減損損失97百万円、５店舗の退店に伴う損失19百万円、１店舗の業態転換、および14店舗の改装に伴う固定資産除却損13百万円等、合計132百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は83百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益36百万円）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

（ラーメン部門）

当部門の業態は、「一刻魁堂」、「桶狭間タンメン」および「ロンフーエアキッチン」でしたが、当連結会計年度より、新規に開発した「横浜家系ラーメン」が追加されました。

当連結会計年度の新規出店は、「一刻魁堂」１店舗（金山小町店）および、新業態の「横浜家系ラーメン」１店舗（有楽家総本店）で、「桶狭間タンメン」津島店も「横浜家系ラーメン」（萩原家）へと業態転換しました。また「一刻魁堂」９店舗（稲沢店・松河戸店・一ツ木店・朝日店・四日市インター店・岡崎石工団地店・サンステーションテラス福山店・みよし店・羽島店）で改装を実施し、退店は、「一刻魁堂」２店舗（ならファミリー店・尾張旭南栄店）、および「桶狭間タンメン」１店舗（岡崎岩津店）で、「一刻魁堂」１店舗（豊川インター店）はフランチャイズ店舗に転換しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の直営店舗数は57店舗（前期末比２店舗の減少）、フランチャイズ店舗数は１店舗（同１店舗の増加）となり、その内訳等は、前頁の表の通りです。

10月の新業態「横浜家系ラーメン」は、メニューの絞り込み等により店舗作業を簡略化し、人件費や諸経費を低減するとともに、早期に投資回収を見込めるフォーマットとして、今後のフランチャイズ事業拡大に対応できる開発を進めました。また、12月に開業した「一刻魁堂」金山小町店は、従来のメニューに加え、台湾小皿料理等による飲酒動機への対応を強め開発しました。

主力の「一刻魁堂」業態では、各時間帯の価格改定を進め、広告宣伝面で媒体間の連動性を強化し、また、テレビ番組企画として開発した「元祖白だし仕立て健康野菜のタンメン」等の季節商品の販売や、消費税の軽減税率に対応したテイクアウト商品の販売強化を図った結果、順調に業績が拡大しました。

前期に積極的な店舗展開をした「桶狭間タンメン」業態は、業績を伸ばすことができず、店数を減らしつつ主力商品品質や商品構成の見直し等を進めました。

中部国際空港内フードコートに出店する「ロンフーエアキッチン」は、インバウンド需要の更なる取り込みを目指し設備増設等を行い順調に推移していましたが、２月中旬以降は、新型コロナウイルス感染拡大により多大な影響を受けました。

以上の結果、当部門直営店の既存店売上高は、前期比98.7％となり、客数は同95.7％となりました。

また、新店等を含めた部門合計の直営店売上高は4,667百万円となり、前期比3.8％の減収となりました。

（中華部門）

当部門の業態は、「ロンフーダイニング」、その派生業態である「ロンフービストロ」および「ロンフーパティオ」、ならびに郊外型の「ロンフーキッチン加木屋中華」です。

当連結会計年度の新規出店は、「ロンフーダイニング」１店舗（BRANCH大津京店）で、１店舗（イオンモール大阪ドームシティ店）で改装を実施し、２店舗（ららぽーと和泉店・イオンレイクタウン越谷店）を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は直営店のみの23店舗（前期末比１店舗の減少）となり、その内訳等は、前頁の表の通りです。

「ロンフーダイニング」、「ロンフービストロ」、および「ロンフーパティオ」業態では、立地タイプ別にプレゼンテーションやオペレーションの改善を図った結果、前期に実施の価格改定との相乗効果もあり、客単価および原価面で成果がみられました。

商品面では、子会社の桶狭間フーズが生産する食材のブラッシュアップによる店舗での品質向上の他、従前からの高付加価値路線を踏まえた季節商品「フカヒレ餡かけチャーハン」、「モッツァレラチーズと旬野菜の麻婆」、「柚子とアップルコンポートの杏仁豆冨」等を販売訴求しました。また、都心立地型の６店舗では、デリバリーサービスを導入し、一定の成果がみられました。

前期に新業態として出店した「ロンフーキッチン加木屋中華」は、引き続き、他社にない特徴をもった中華の郊外型店舗として、その業態確立を推進しました。

以上の結果、当部門直営店の既存店売上高は、前期比97.9％となり、客数は同94.4％となりました。

また、新店等を含めた部門合計の直営店売上高は1,936百万円となり、前期比5.4％の増収となりました。

部門別売上高

区　　分	売　上　高	構　成　比
ラーメン部門	4,667百万円	62.8％
中華部門	1,936百万円	26.0％
その他	832百万円	11.2％
合　計	7,436百万円	100.0％

②　設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は438百万円で、その主なものは次のとおりです。

(a)　当連結会計年度中の新規出店　（９店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門　一刻魁堂
金山小町店
横浜家系ラーメン
有楽家総本店

中華部門　ロンフーダイニング
BRANCH大津京店

株式会社ハートフルワーク

その他　珈琲所コメダ珈琲店
磐田今之浦店
掛川宮脇店
浜松原島店

株式会社ハットリフーズ

その他　ドン・キホーテ
平田店
城北店
中川篠原店

(b)　当連結会計年度中の業態転換店　（１店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門　横浜家系ラーメン
莪原家

(c)　当連結会計年度中の既存店リニューアル　(14店舗)

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門　一刻魁堂
稲沢店
松河戸店
一ツ木店
朝日店
四日市インター店
岡崎石工団地店
サンステーションテラス福山店
みよし店
羽島店

中華部門　ロンフーダイニング
イオンモール大阪ドームシティ店

株式会社ハートフルワーク
その他　　珈琲所コメダ珈琲店
ふじみ野ＦＣ店
ららぽーと富士見店
花小金井店
東小金井店

(d)　当連結会計年度中のその他の設備投資

桶狭間フーズ株式会社

名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	衛生設備および生産設備増強等

③　資金調達の状況

主として設備の新設、改装等および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金11億円の資金調達をしました。

また、当連結会計年度において、2019年４月８日の当社取締役会決議により、第三者割当による新株式を発行し、2019年４月25日に287百万円の資金調達を行いました。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2019年10月１日付で株式会社ハットリフーズの全株式を取得し、連結子会社としました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 36 期 (2017年３月期)	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	6,637,861	7,016,343	7,272,619	7,436,537
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は親会社株主に(千円) 帰 属 す る 当期純損失（△）	40,896	△266,860	36,690	△83,622
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期（円） 純 損 失 （ △ ）	5.83	△37.94	5.21	△11.31
総　　資　　産(千円)	4,280,353	4,631,097	4,590,593	4,791,851
純　　資　　産(千円)	1,183,650	921,909	946,923	1,128,552
１株当たり純資産額（円）	168.53	130.96	134.28	151.79

(注) 2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第36期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 36 期 (2017年３月期)	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	1,639,873	1,727,666	1,679,078	1,649,229
当 期 純 利 益 又は当期純損失（△）(千円)	68,195	△221,106	61,953	△105,634
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期（円） 純 損 失 （ △ ）	9.72	△31.43	8.80	△14.28
総　　資　　産(千円)	4,131,955	4,488,281	4,415,442	4,535,231
純　　資　　産(千円)	1,201,616	985,629	1,035,831	1,195,712
１株当たり純資産額（円）	171.09	140.02	146.91	160.84

(注) 2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第36期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＪＢレストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
株式会社ハートフルワーク	8,000千円	100.0%	コメダ珈琲店フランチャイズ店舗の運営
株式会社ハットリフーズ	10,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造販売

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動および経済活動の混乱収束が見通せない中、緊急事態対応として企業の存続を図ることを第一義とした上で、中長期的観点では、引き続き、収益力の向上、規模の拡大、および財務体質の改善を図るため、内部体制の充実を伴った着実な成長を基本とし、以下の諸施策を推進します。

第一に、業態のイノベーションおよびブランド力強化を進めつつ、直営主体の店舗展開から、フランチャイズ店舗と直営店舗との均衡を図った展開へと舵を切り、収益力の強化を図ります。

第二に、ホールディングス型経営の推進と各子会社の自立性強化により、M&Aにより子会社化した各社の経営基盤を確立するとともに、郊外型立地を重視した着実なスクラップアンドビルドを進め、規模拡大を図ります。

第三に、既存の経営全般ノウハウから派生した管理開発業務等について、連結子会社として切り出しを行い、対外部への拡大を図り、収益事業として確立します。

第四に、製造子会社の強化とともに、野菜や畜肉等、安全で高品質な食材生産者の開拓を一層進め、安全安心および品質の向上、原価の低減を図ります。また、外部販売の拡大も推進します。

第五に、社員がフランチャイジーとして独立する経営委託制度を拡大する他、社員の物心両面での充実を拡大できるよう、労働環境の更なる整備、分配の拡大も図ります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン飲食店、中華料理飲食店の直営店の経営、および食材の製造・加工を行っており、一部を外部に販売しております。

事業区分	業態区分
ラーメン部門	「一刻魁堂」「桶狭間タンメン」「横浜家系ラーメン」 「ロンフーエアキッチン」
中華部門	「ロンフーダイニング」「ロンフービストロ」 「ロンフーパティオ」「ロンフーキッチン加木屋中華」
その他	「珈琲所コメダ珈琲店」「ドン・キホーテ」 食材等の外部販売

(6) 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

① 当社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

② ＪＢレストラン株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	49	埼玉県1店 千葉県1店 神奈川県1店 岐阜県8店 静岡県3店 愛知県29店 三重県3店 兵庫県1店 奈良県1店 広島県1店
桶狭間タンメン	5	岐阜県1店 愛知県3店 三重県1店
横浜家系ラーメン	2	愛知県2店
ロンフーエアキッチン	1	愛知県1店
ロンフーダイニング	17	東京都2店 静岡県1店 愛知県3店 滋賀県1店 大阪府2店 兵庫県1店 奈良県1店 岡山県1店 広島県2店 福岡県3店
ロンフービストロ	4	東京都1店 愛知県2店 広島県1店
ロンフーパティオ	1	愛知県1店
ロンフーキッチン加木屋中華	1	愛知県1店

③ 株式会社ハートフルワーク

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
コメダ珈琲店	8	埼玉県2店 東京都2店 静岡県4店

④　株式会社ハットリフーズ

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
ドン・キホーテ	3	愛知県3店

⑤　桶狭間フーズ株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

名古屋センター　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

有　松　工　場　名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
203(766) 名	14(6) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
28(12) 名	7(2) 名	5.0年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。
２．平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	756,378千円
三井住友信託銀行株式会社	535,110千円
株式会社名古屋銀行	199,160千円
株式会社京都銀行	186,732千円
株式会社三井住友銀行	185,066千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（2020年３月31日現在）

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　　14,560,000株

② 発行済株式の総数　　7,433,500株（自己株式11,250株を含む）

（注）第三者割当増資として373,000株、および譲渡制限付株式報酬として11,800株の新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は384,800株増加しております。

③ 株主数　　5,871名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
十一番株式会社	580,000株	7.81%
株式会社グルメ杵屋	473,200株	6.38%
椋本充士	397,200株	5.35%
尾家産業株式会社	353,600株	4.76%
アリアケジャパン株式会社	347,600株	4.68%
新美司	263,400株	3.55%
サッポロビール株式会社	258,000株	3.48%
ＮＩＭホールディングス有限会社	250,008株	3.37%
株式会社折兼	184,000株	2.48%
北沢産業株式会社	176,000株	2.37%

（注）持株比率は自己株式（11,250株）を控除し、小数点第３位以下を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度中に当社使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

発行決議日	回次	行使価格	目的となる株式の種類および数	権利行使期間	個数	交付者数
2019年７月８日	第4回	837円	普通株式 新株予約権1個につき100株	2021年８月１日から 2025年７月31日まで	165個	当社使用人 114名

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新美　司	ＪＢレストラン株式会社取締役 株式会社ハートフルワーク取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
常務取締役	伊藤真一	商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	亀岡　巧	経営企画部担当 経営企画部長 株式会社ハートフルワーク代表取締役社長 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	稲本和彦	株式会社グルメ杵屋執行役員待遇 株式会社グルメ杵屋レストラン うどん・そば部門担当取締役 株式会社銀座田中屋取締役
取締役 （常勤監査等委員）	伊藤眞一郎	
取締役 （社外監査等委員）	木村元泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役
取締役 （社外監査等委員）	岩瀬余止秀	
取締役 （社外監査等委員）	榊原陽子	株式会社マザーリーフ代表取締役 さくら社会保険労務士法人代表社員 一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事

（注）１．取締役稲本和彦氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は社外取締役であります。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために伊藤眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は社外取締役（監査等委員である社外取締役も含む。）および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としております。

５．取締役稲本和彦氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8．代表取締役社長新美司氏は、2020年６月19日をもって、ＪＢレストラン株式会社取締役、株式会社ハートフルワーク取締役および桶狭間フーズ株式会社取締役を退任する予定です。

9．取締役稲本和彦氏は、2020年４月１日をもって、株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長に就任しています。

10．2019年11月30日をもって取締役田畠英幸氏（経理部担当、経理部長）は辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	６名 （２名）	46,440千円 （840千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （３名）	6,360千円 （3,120千円）
合　　計 （うち社外役員）	10名 （５名）	52,800千円 （3,960千円）

（注）１．上記には、任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く。）１名（うち社外取締役１名）および期中に辞任した取締役（監査等委員を除く。）１名を含めております。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年６月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2017年６月26日第36期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額（社外取締役および監査等委員を除く。）として年額20百万円以内と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月27日第35期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

４．上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）４名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額4,134千円が含まれております。

５．合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
稲本和彦	9回	90%(注) 2
木村元泰	13回	100%
岩瀬余止秀	13回	100%
榊原陽子	13回	100%

（注）1．上記の回数の他、定款第23条に定める書面決議を２回行っております。
2．取締役稲本和彦氏は、2019年６月24日に取締役に就任し、それ以降に開催されました取締役会10回のうち９回に出席しております。
3．取締役稲本和彦氏は、飲食業全般の豊富な経験から適宜発言を行っております。
4．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
5．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
6．取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識と経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

	監査等委員会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
木村元泰	13回	100%
岩瀬余止秀	13回	100%
榊原陽子	13回	100%

（注）1．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
2．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
3．取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋執行役員待遇、株式会社グルメ杵屋レストランうどん・そば部門担当取締役、株式会社銀座田中屋取締役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務しておりますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、富士精工株式会社監査役であります。当社と富士精工株式会社との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役、さくら社会保険労務士法人代表社員、および一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事を兼務しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11,900千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	11,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

⑴ 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

２．内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

３．当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

４．内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

５．コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

６．その他、顧問弁護士、会計監査人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

２．取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

③　当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

２．必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）の他、執行役員および子会社の代表取締役も出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴取する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

２．取締役会では定期的に各取締役の他、執行役員および子会社代表取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

３．日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

４．経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週１回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえでＪＢイレブングループ共通の規程に基づき適切な管理を行う。

２．子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。

３．当社の取締役および執行役員の一部が、子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

４．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

１．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。

２．監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。

３．監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

１．監査等委員は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。

２．当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員に報告する。

３．監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
４．当社および子会社は、監査等委員へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
１．監査等委員は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
２．監査等委員は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
３．監査等委員は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
４．当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム基本方針の改定内容の周知
当社は、2018年３月８日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンス

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常３か月に１回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月１回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議に出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開、および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

しかしながら、当事業年度におきましては、特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損失が83百万円となった結果、期末の利益剰余金がマイナスとなりました。つきましては、誠に遺憾ではございますが、2020年３月19日付で名古屋証券取引所で開示しました「通期業績予想の修正および配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」に記載のとおり、当期の期末配当は見送らせていただきます。

また、次期の配当につきましても、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動および経済活動の混乱収束が見通せず、現時点では、業績に影響を与える未確定要因が多いことにより、連結業績予想の合理的な算定が困難と判断し、当面は未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当につきましては、2015年６月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,280,374**	**流動負債**	**1,677,062**
現金及び預金	869,855	買掛金	214,961
売掛金	62,046	１年内返済予定の長期借入金	890,936
預入金	65,148	リース債務	13,637
店舗食材	23,178	未払金	66,156
仕込品	35,604	未払費用	295,985
原材料及び貯蔵品	19,933	未払法人税等	9,817
前払費用	66,741	未払消費税等	101,856
未収入金	121,639	預り金	26,580
その他	17,969	前受収益	4,493
貸倒引当金	△1,743	賞与引当金	31,853
固定資産	**3,511,476**	その他	20,783
有形固定資産	**2,450,291**	**固定負債**	**1,986,235**
建物	1,560,856	長期借入金	1,609,947
構築物	81,185	リース債務	46,402
機械及び装置	12,669	退職給付に係る負債	42,656
車両運搬具	673	資産除去債務	270,130
工具、器具及び備品	147,341	繰延税金負債	5,719
土地	587,734	その他	11,380
リース資産	47,057	**負債合計**	**3,663,298**
建設仮勘定	12,773	**純資産の部**	
無形固定資産	**77,485**	**株主資本**	**1,114,157**
のれん	57,749	**資本金**	**818,677**
ソフトウェア	6,736	**資本剰余金**	**424,172**
リース資産	7,331	**利益剰余金**	**△128,260**
電話加入権	5,668	**自己株式**	**△430**
投資その他の資産	**983,699**	**その他の包括利益累計額**	**12,464**
投資有価証券	121,518	その他有価証券評価差額金	12,464
出資金	30	**新株予約権**	**1,931**
長期前払費用	76,079	**純資産合計**	**1,128,552**
差入保証金	654,049		
繰延税金資産	41,642		
その他	90,379		
資産合計	**4,791,851**	**負債純資産合計**	**4,791,851**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,436,537
売上原価		2,106,203
売上総利益		5,330,334
販売費及び一般管理費		5,278,732
営業利益		51,601
営業外収益		
受取利息	255	
受取配当金	1,526	
賃貸不動産収入	15,562	
協賛金収入	7,801	
自動販売機収入	5,153	
保険差益	3,374	
その他	4,191	37,865
営業外費用		
支払利息	13,395	
賃貸不動産費用	14,600	
その他	2,513	30,510
経常利益		58,956
特別損失		
固定資産除却損	13,856	
減損損失	97,710	
退店に伴う損失	19,459	
その他	1,208	132,234
税金等調整前当期純損失		73,277
法人税、住民税及び事業税	6,621	
法人税等調整額	3,724	10,345
当期純損失		83,622
親会社株主に帰属する当期純損失		83,622

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,130,611**	**流動負債**	**1,398,702**
現金及び預金	648,841	1年内返済予定の長期借入金	890,936
売掛金	41,062	リース債務	13,637
預入金	62,104	未払金	139,452
貯蔵品	250	未払費用	291,673
前払費用	56,138	未払法人税等	8,783
未収入金	279,146	未払消費税等	8,779
関係会社短期貸付金	30,300	預り金	18,110
その他	14,510	前受収益	4,493
貸倒引当金	△1,743	賞与引当金	3,332
固定資産	**3,404,619**	その他	19,502
有形固定資産	**2,258,699**	**固定負債**	**1,940,815**
建物	1,385,729	長期借入金	1,609,947
構築物	73,523	退職給付引当金	42,656
機械及び装置	9,547	資産除去債務	230,630
車両運搬具	0	リース債務	46,402
工具、器具及び備品	143,927	その他	11,180
土地	587,734	**負債合計**	**3,339,518**
リース資産	47,057	**純資産の部**	
建設仮勘定	11,179	**株主資本**	**1,181,129**
無形固定資産	**19,735**	**資本金**	**818,677**
ソフトウェア	6,736	**資本剰余金**	**424,172**
リース資産	7,331	資本準備金	424,172
電話加入権	5,668	**利益剰余金**	**△61,289**
投資その他の資産	**1,126,184**	その他利益剰余金	△61,289
投資有価証券	119,889	繰越利益剰余金	△61,289
関係会社株式	34,155	**自己株式**	**△430**
出資金	30	**評価・換算差額等**	**12,652**
長期前払費用	71,329	その他有価証券評価差額金	12,652
差入保証金	527,483	**新株予約権**	**1,931**
関係会社長期貸付金	248,400	**純資産合計**	**1,195,712**
繰延税金資産	27,562		
その他	97,333		
資産合計	**4,535,231**	**負債純資産合計**	**4,535,231**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,649,229**
売上原価		**14,685**
売上総利益		**1,634,543**
販売費及び一般管理費		1,535,673
営業利益		**98,870**
営業外収益		
受取利息	2,805	
受取配当金	1,526	
賃貸不動産収入	15,562	
協賛金収入	7,781	
その他	6,368	34,045
営業外費用		
支払利息	13,247	
賃貸不動産費用	14,600	
その他	528	28,377
経常利益		**104,538**
特別損失		
固定資産除却損	13,856	
減損損失	97,710	
退店に伴う損失	19,459	
関係会社株式評価損	77,899	
その他	1,208	210,134
税引前当期純損失		**105,595**
法人税、住民税及び事業税	1,623	
法人税等調整額	△1,584	38
当期純損失		**105,634**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　﨑　健　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書

において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　﨑　健　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2019年４月１日から2020年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月11日

株式会社ＪＢイレブン　監査等委員会

常勤監査等委員　伊　藤　眞一郎　㊞

監査等委員　木　村　元　泰　㊞

監査等委員　岩　瀬　余止秀　㊞

監査等委員　榊　原　陽　子　㊞

（注）　監査等委員木村元泰、岩瀬余止秀および榊原陽子は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）全員（４名）が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新美（にいみ）　司（つかさ） （1963年12月20日生）	1986年８月　当社取締役（非常勤） 1987年９月　当社常務取締役 1991年８月　当社代表取締役専務 1994年７月　当社代表取締役社長（現任） 2010年６月　元気寿司株式会社取締役 2016年６月　桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 2017年６月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） 2018年７月　株式会社ハートフルワーク取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 株式会社ハートフルワーク取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	263,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	伊藤（いとう）　真一（しんいち） （1974年６月26日生）	1997年４月　当社入社 2010年４月　営業第一部長 2010年７月　執行役員営業第一部長 2011年９月　取締役営業第一部・営業第二部担当 営業第一部長 2011年12月　取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当 商品開発部長 2013年４月　取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当 商品部長 2014年10月　取締役商品部担当 商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2015年８月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 2016年２月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） 2016年６月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 兼 経営管理部長 2017年４月　取締役総務部・経理部担当総務部長 2017年８月　取締役商品部担当商品部長 2018年３月　取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2018年６月　常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2020年４月　常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	23,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	亀岡（かめおか）　巧（さとし） （1972年10月７日生）	1995年４月　当社入社 2003年９月　取締役商品部長 2004年６月　取締役商品部長兼第３事業部長 2004年10月　取締役業態開発部長 2005年５月　取締役商品部長 2007年３月　取締役総務部長 2009年５月　取締役品質推進部・商品開発部担当 商品開発部長 2011年５月　取締役人事部・総務部担当 人事部長兼総務部長 2011年９月　取締役人事部・総務部・経理部担当 総務部長 2012年１月　取締役総務部・経理部・経営推進室担当 総務部長 2012年４月　取締役総務部・経理部担当 総務部長 2014年４月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 2014年10月　ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 2015年８月　取締役商品部担当 商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2016年２月　取締役商品部担当 2016年６月　桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2018年７月　取締役経営企画部担当 経営企画部長（現任） 2018年11月　株式会社ハートフルワーク代表取締役社長（現任） 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ハートフルワーク代表取締役社長 桶狭間フーズ株式会社取締役	43,272株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	稲本和彦（いなもとかずひこ） （1962年７月13日生）	1985年２月　両国食品株式会社（現株式会社グルメ杵屋）入社 1999年10月　同社そば事業部東地区第二部部長委嘱 2004年６月　元気寿司株式会社監査役 2005年４月　株式会社グルメ杵屋そば東カンパニー社長委嘱 2009年４月　同社そば東部門執行役員 2010年４月　同社東日本営業部門執行役員 2011年４月　元気寿司株式会社新業態開発担当執行役員 2012年４月　株式会社グルメ杵屋営業推進部門執行役員兼店舗開発部長 2012年６月　大阪木津市場株式会社取締役 2013年４月　株式会社グルメ杵屋商品仕入物流部門執行役員 2014年４月　同社うどん・そば部門執行役員 2015年10月　同社執行役員待遇（現任） 株式会社グルメ杵屋レストランうどん・そば部門担当取締役 2017年４月　株式会社銀座田中屋取締役（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年４月　株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋執行役員待遇 株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長 株式会社銀座田中屋取締役	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．稲本和彦氏は、社外取締役候補者であります。

３．稲本和彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって１年であります。

４．社外取締役候補者の選任理由について

稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋の子会社である株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長および株式会社銀座田中屋の取締役の経験等、飲食業全般の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。

５．稲本和彦氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任されますと当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

６．当社は、稲本和彦氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（４名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	伊藤　眞一郎（いとう　しんいちろう） (1946年２月27日生)	1998年９月　当社入社 2000年９月　当社取締役 2005年１月　当社常務取締役 2008年７月　当社専務取締役 2011年９月　当社専務取締役退任 2011年９月　当社顧問 2012年６月　当社顧問退任 2014年６月　当社常勤監査役 2016年６月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	4,600株
2	木村元泰（きむら　もとやす） (1978年12月18日生)	2003年10月　中央青山監査法人入所 2007年６月　公認会計士登録 2007年７月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2009年７月　木村元泰会計事務所代表（現任） 2009年７月　税理士登録 2009年９月　当社監査役 2016年５月　富士精工株式会社監査役（現任） 2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	岩瀬 余止秀（いわせ よしひで） （1951年３月29日生）	1981年11月　株式会社グルメ（1986年９月両国食品株式会社と合併、株式会社グルメ杵屋に社名変更）入社 1997年４月　同社人事部長 2001年５月　株式会社やまよしフーズ代表取締役社長 2001年９月　株式会社スカイフーズ（現株式会社アサヒケータリング）監査役 2003年８月　株式会社エイエイエスケータリング監査役 2009年２月　日本食糧卸株式会社取締役 2009年４月　株式会社グルメ杵屋衛生管理部長 2011年６月　同社常勤監査役 2011年６月　元気寿司株式会社監査役 2011年９月　当社監査役 2012年６月　株式会社エイエイエスケータリング監査役 2016年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）	4,000株
4	榊原 陽子（さかきばら ようこ） （1970年11月15日生）	1993年９月　全日本空輸株式会社入社 2002年12月　榊原陽子社会保険労務士事務所開業 2005年２月　有限会社サンシャインコンサルティング取締役（2013年株式会社マザーリーフと合併） 2006年９月　株式会社マザーリーフ代表取締役（現任） 2015年５月　一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事（現任） 2018年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年５月　さくら社会保険労務士法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社マザーリーフ代表取締役 さくら社会保険労務士法人代表社員 一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事	500株

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は、社外取締役候補者であります。
３．伊藤眞一郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業内容等に精通していることに加え、飲食業に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、職務を適切に遂行することができると判断したためであります。
４．木村元泰氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。
５．木村元泰氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
６．岩瀬余止秀氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。
７．岩瀬余止秀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者・監査役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけることを期待したためであります。
８．榊原陽子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。
９．榊原陽子氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社マザーリーフの代表取締役の経験があり、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
10．伊藤眞一郎氏、木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が取締役に再任されますと当該契約と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。
11．当社は、木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

田島清司氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏、岩瀬余止秀氏、および榊原陽子氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田島清司（たじまきよし） （1951年９月６日生）	1974年４月　株式会社十六銀行入行 2002年６月　十六ビジネスサービス株式会社常務取締役（出向） 2006年１月　社団法人岐阜県経済同友会専務理事事務局長（転籍） 2009年６月　株式会社桜井グラフィックシステムズ工場総務部長（転籍） 2012年４月　同社専務取締役生産技術本部長（工場長）兼管理部長兼中部営業所長 2013年６月　富士変速機株式会社パーキング事業部参事 2014年７月　同社業務部長 2017年３月　同社管理部参事 2019年４月　同社管理部部長補佐 2020年２月　当社入社　人事部・総務部・経理部担当役員付部長（現任）	－
2	花井勉（はないつとむ） （1959年４月10日生）	1983年４月　大和證券株式会社入社 1996年４月　中小企業診断士登録 1998年４月　有限会社プロップ設立代表取締役 2000年12月　ＪＲＣＡ品質マネジメントシステム主任審査員登録 2009年12月　株式会社プロップ代表取締役（現任）	－

（注）１．各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものであります。
４．田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大府市勤労文化会館（愛三文化会館）１階くちなしホール
愛知県大府市明成町一丁目330番地
TEL 0562-48-6151

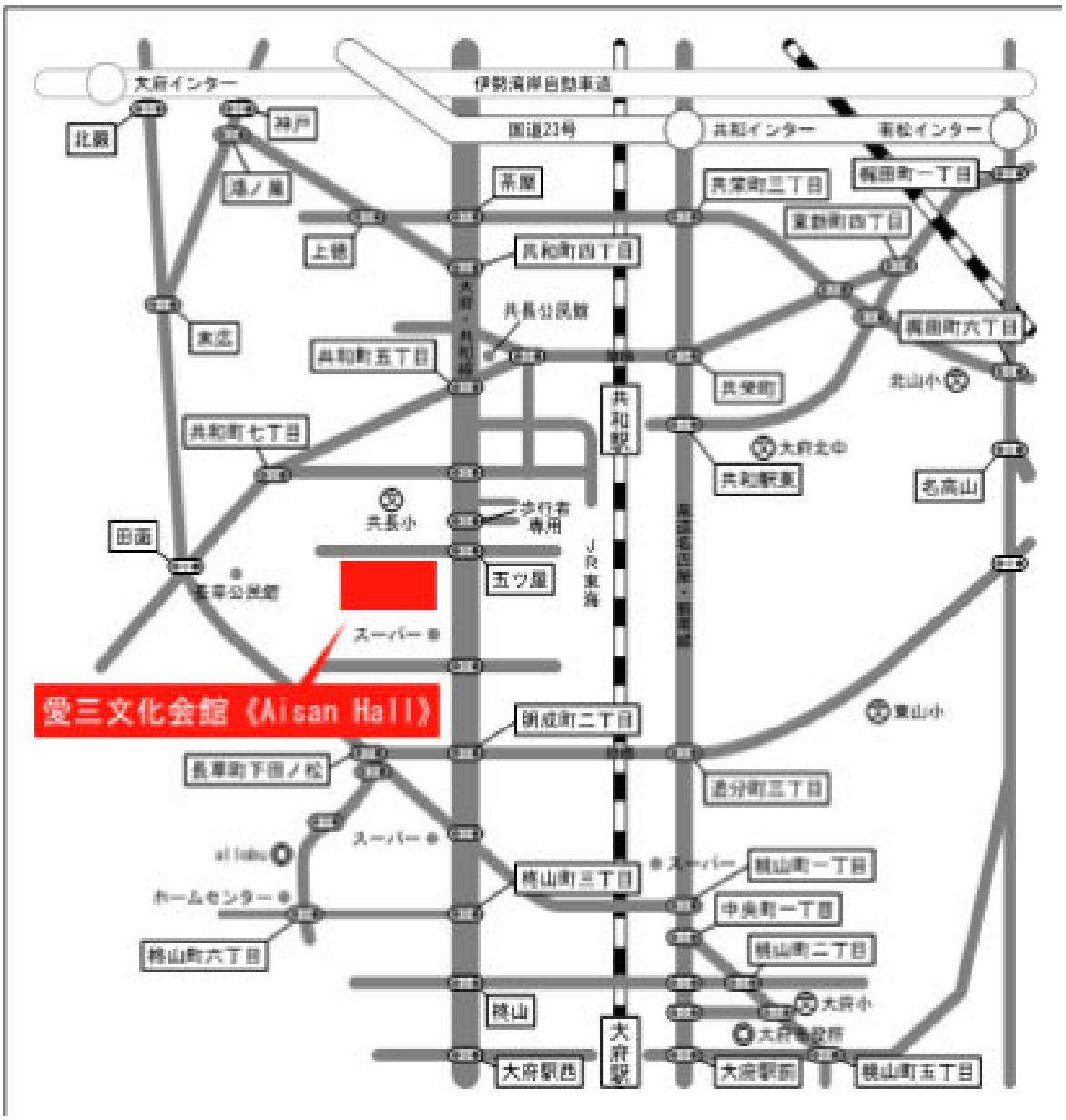

交通　●東海道本線「共和駅」下車、西口より南西方向に約800m　徒歩約10分
（特別快速・新快速は、共和駅には停車しませんのでご注意ください。）

お車　●国道23号線（名四国道）共和出口から南方向へ直進し、共栄町交差点を右折、共和町五丁目交差点を左折約650m先右側